

魅力あるコミュニティ助成事業実施要綱

第1条 趣旨

この要綱は、公益財団法人群馬県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村振興宝くじ（通称 サマージャンボ宝くじ。以下「宝くじ」という。）の交付金等を財源として、自治会、町内会、その他これに準ずる地域住民が組織する団体（以下「地域コミュニティ組織」という。）の活動に直接必要な設備・施設の整備に対し、助成を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 助成金の対象

この事業は、地域コミュニティ組織が実施するもので、同一年度内で完了することが見込まれる次の設備・施設整備事業に対し、市町村を通じて助成するものとする。

(1) 備品整備

一般備品

下の備品等の購入を対象とする。

関連事業区分	具体例
ア．コミュニティ行事関連	祭り行事（提灯、法被、子ども御輿）体育行事（屋外テント、音響設備、簡易倉庫）一般集会行事（机、椅子）展示行事（展示パネル）廃品回収行事（車載スピーカー）等
イ．集会施設備品関連	冷暖房器具、コピー機等
ウ．地区生活安全関連	防犯灯等
エ．防災関連	自主防災組織が防災訓練等で必要とする備品等
オ．その他	上記以外のもので、申請内容から助成するに適切だと思われる備品

上の具体例に該当する場合でも、その設置場所や使用目的などにより、助成対象外となる場合があるので、留意すること。

伝統芸能備品

古くから地域に根ざした伝統芸能関連備品（獅子頭、太鼓、山車、御輿、衣装等）の購入及び修繕を対象とする。

(2) 住民センター整備

新築

高齢化・少子化等に対応した施設及び耐震化等の災害対策に対応した施設で、新築又は建て替えるものを対象とする。

改築・改修

住民センター本体を改築・改修するものを対象とする。なお、高齢化・少子化等の対応及び災害対策の対応を目的とする改築・改修については、優先的に助成する。

対象外経費

住民センター本体の直接工事費のみを対象とし、用地の取得費、土地の造成費、建物の解体費、外構工事費、その他事務経費等は対象外とする。

第3条 助成割合及び助成金額

助成割合及び助成金額は、次のとおりとする。

一般備品・伝統芸能備品整備の助成割合は、助成対象経費の10分の10以内とする。ただし、助成金の額は、200万円を上限とする。

住民センター新築、改築及び改修の助成割合は、助成対象経費の2分の1以内とする。ただし、助成金の額は、新築の場合は500万円、改築、改修の場合は250万円を上限とする。

助成金の額は千円以下を切り捨てとする。

第4条 助成金の交付申請手続

市町村は、コミュニティ組織が助成金の交付を受けようとするときは、協会理事長（以下「理事長」という。）に協会の求める必要書類を添付し、助成金交付申請書（別記様式第1号）を別に定める日までに提出しなければならない。

第5条 助成金の交付決定

理事長は、交付申請を受けた場合は、当該申請書類を審査し、助成金の交付が適当であると認められた時は交付決定をし、その旨を申請のあった市町村へ通知する。

第6条 事業の変更

市町村は、助成金交付申請を提出した後、事業内容に変更があったときには、すみやかに協会と協議し、その結果必要がある場合は、助成金変更交付申請書（別記様式第2号）を理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。

第7条 助成金の交付請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた市町村は、コミュニティ組織が行う助成対象事業が完了した時は、すみやかに事業実績報告書及び助成金交付請求書（別記様式第3号）を理事長へ提出しなければならない。

第8条 助成金の支払い

理事長は、前条の書類により事業の完了を確認したときは、すみやかに助成金を支払うこととする。

第9条 調査

- 1 理事長は、必要があるときは、市町村に対して説明を求め、又は必要な調査を行うことができる。
- 2 前項の説明又は調査に対し、市町村は協力しなければならない。

第10条 市町村の責務及び協力

- 1 助成金の交付決定を受けた市町村は、コミュニティ組織が助成対象事業を適正かつ迅速に実施しているかどうかを監督し、コミュニティ組織の経理を明らかにするため、必要な帳簿の整備、経理事務等について指導しなければならない。
- 2 助成金の交付を受けた市町村は、助成対象事業が宝くじ広報普及活動のための事業であることに鑑み、市町村が行う広報活動等を通じ、宝くじの広報普及活動へ協力するものとする。

第11条 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日より施行する。

(別記様式第1号の1)

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 宛

市町村長 印

平成 年度魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付申請書(備品整備用)

下記のとおり標記に関する事業を行いたいので、魅力あるコミュニティ助成事業
実施要綱第4条の規定により申請します。

記

1. 事業実施団体

1. 組織の名称	
2. 事業所所在地 (電話番号)	〒
3. 代表者氏名	
4. 結成年月日	年 月 日
5. 本件該当地域の人口	人(年 月現在)

2. 助成対象区分(要綱第2条(1)を参照していずれかに を付けてください。複数可。)

一般備品					伝統芸能
ア	イ	ウ	エ	オ	

備品購入で申請対象が複数ある場合は、別紙内訳一覧表を作成してください。

3. 助成申請額

事業費総額(A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成申請額(C)
円	円	円	円

4. 助成を必要とする理由

5. 助成申請事業の実施計画

(1) 事業計画の内容

(2) 事業の完了予定

完了予定 平成 年 月 日

(3) 備品の保管場所（保管施設名及び所在地住所を記載）

6. 連絡責任者

所 属	部 課(室) 係
職・氏名	
電 話	
F A X	
E - m a i l	

7. 添付資料

(1) コミュニティ組織の規約等

(2) コミュニティ活動の活動状況（事業計画・事業報告）

(3) コミュニティ組織の収支予算書・収支決算書（直近のもの）

(4) 事業内容にかかる見積書、カタログ等の参考資料。

伝統芸能品の修繕については、現況写真。

(5) 備品の保管場所の所在地図

8. 優先順位欄（複数の団体の申請を行っている市町村については、優先順位をつけてください。）

件中 位

(別記様式第1号の2)

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 宛

市町村長 印

平成 年度魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付申請書(住民センター整備用)

下記のとおり標記に関する事業を行いたいので、魅力あるコミュニティ助成事業
実施要綱第4条の規定により申請します。

記

1. 事業実施団体

1. 組織の名称	
2. 事業所所在地 (電話番号)	〒
3. 代表者氏名	
4. 結成年月日	年 月 日
5. 本件該当地域の人口	人(年 月現在)

2. 助成対象区分(いずれかに を付けてください。重複回答も可。)

新築		改築・改修		
高齢化・少子化 対応	災害対応	高齢化・少子化 対応	災害対応	その他

3. 助成申請額

事業費総額(A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成申請額(C)
円	円	円	円

4. 助成を必要とする理由

5. 助成申請事業の実施計画

(1) 事業計画の内容

(2) 事業の着工予定及び完了予定

着工予定 平成 年 月 日

完了予定 平成 年 月 日

(3) 対象施設工事の実施場所（施設名及び所在地住所を記載）

6. 連絡責任者

所 属	部	課（室）	係
職・氏名			
電 話			
F A X			
E - m a i l			

7. 添付資料

(1) コミュニティ組織の規約等

(2) コミュニティ活動の活動状況（事業計画・事業報告）

(3) コミュニティ組織の収支予算書・収支決算書（直近のもの）

(4) 事業内容にかかる見積書等の参考資料

(5) 施設の設計図面（ 改築・改修については、現況写真も添付すること。）

(6) 土地の所有又は利用状況が把握できる書類（登記簿謄本、貸借契約等）

(7) 対象施設工事の実施場所の所在地図

8. 優先順位欄（複数の団体の申請を行っている市町村については、優先順位をつけてください。）

件中 位

(別記様式第2号)

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 群馬県市町村振興協会
理事長 宛

市町村長 印

平成 年度魅力あるコミュニティ助成事業助成金変更交付申請書

平成 年 月 日付で助成の決定を受けた事業について下記のとおり変更したいので、魅力あるコミュニティ助成事業実施要綱第6条の規定により申請いたします。

記

1. 当初決定内容

市町村名	実施団体名	決定額	事業内容
		円	

2. 事業の変更内容

変更事項	変更理由

3. 事業金額の変更内容

変更前		変更後	差額
内容(変更となる対象部分)	金額(A)	金額(B)	金額(A) - (B)

4. 添付書類(変更後の見積書、設計図面、カタログなどの参考資料)

(別記様式第3号)

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 群馬県市町村振興協会
理事長 宛

市町村長 印

平成 年度魅力あるコミュニティ助成事業実績報告書及び助成金交付請求書

平成 年 月 日付 号で助成の決定を受けた事業が完了しましたので、魅力あるコミュニティ助成事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり報告するとともに、併せて助成金の交付を請求いたします。

1. 事業の実施状況（事業規模、構造、数量、時期等）
2. 事業費支出状況（事業費内訳、財源内訳等）

事業費総額(A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成額(C)
円	円	円	円

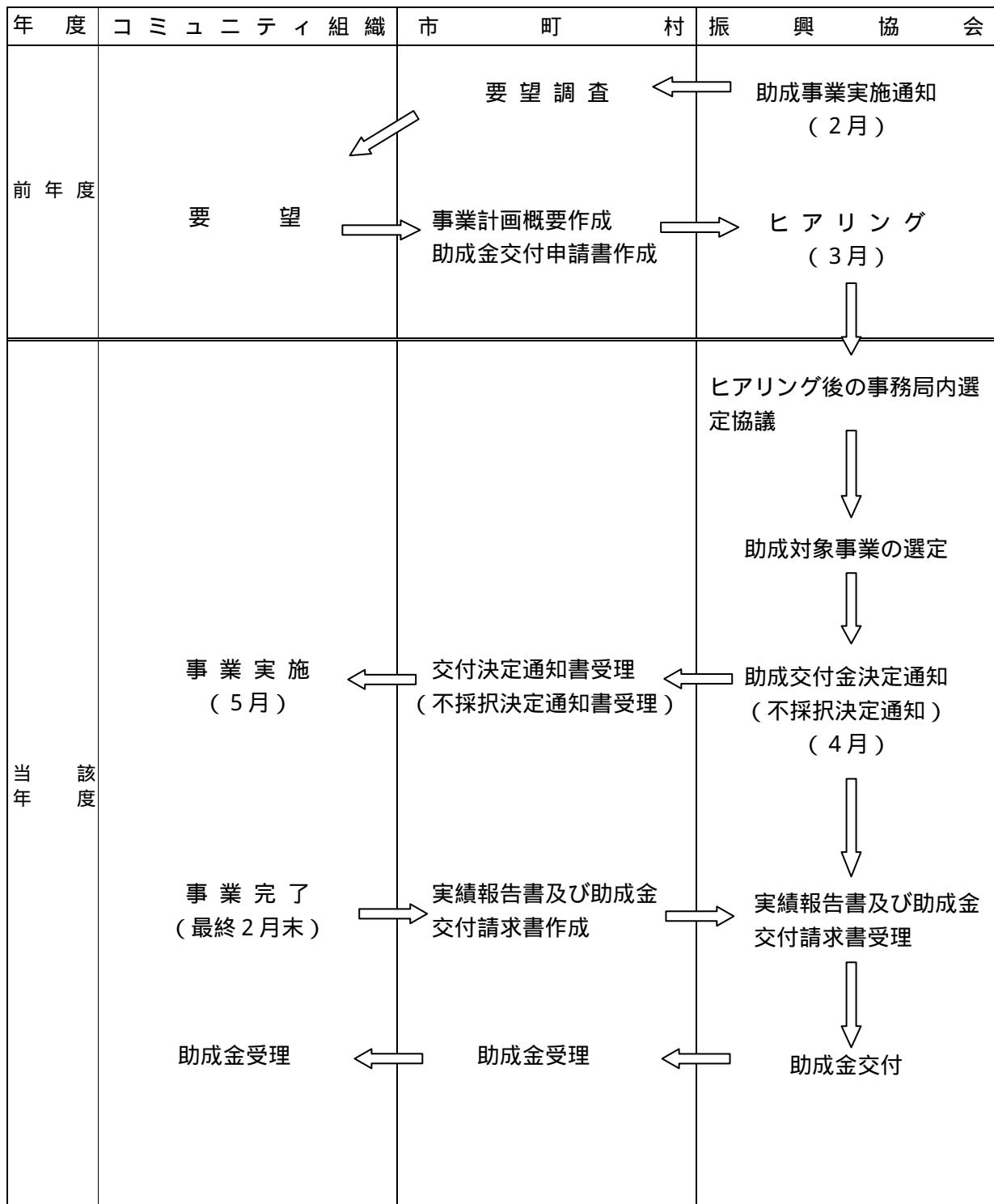
3. 助成金の振込先

ふりがな			
金融機関名	銀行		支店
ふりがな			
口座名			
預金種類	普通 当座 別段	口座番号	

4. 添付資料

- (1) この助成金の収支に関する歳入歳出予算書の写し
- (2) 助成対象事業にかかる請求書又は領収書の写し
- (3) 助成金の対象となったものの写真
- (4) 助成対象施設の登記簿謄本（新築、建て替えのみ）

魅力あるコミュニティ助成事業の流れ



魅力あるコミュニティ助成事業にかかる取扱について

1. 助成金の対象について

- 1) 一般備品は、要綱第2条の区分表にあるようなものを想定しているが、その区分のうち(オ)のその他については、その地域の事情に応じて斟酌できる整備事業を想定している。
- 2) 単価が少額のもの(3万円未満)は、対象とならない。ただし、複数なければ機能しない備品(机や椅子等)や付随していなければ機能しない(太鼓とばち等)については、対象とする。
- 3) 主として営利事業に供することが可能な備品は対象とならない。(焼鳥機等)
- 4) 個人所有となる可能性が高い備品や、使用が特定の個人に限定されるような備品は対象とならない。(パソコン、デジカメなど)
- 5) 娯楽性が高く、地域のコミュニティ活動に直接寄与しない備品は、対象とならない。(カラオケセット等)
- 6) 使用目的が重複するような備品は対象とならない。(エアコンと扇風機、印刷機とコピー機など)
- 7) 要綱第2条(2)住民センター整備でいう高齢化・少子化等に対応した施設とは、高齢者にやさしいバリアフリーの施設や児童室、育児室等、子育て支援の機能を有した施設などを想定している。また、耐震化等の災害対策に対応した施設とは、災害時に地域の避難場所となる目的を有したり、老朽化が進んで現状では使用に堪えない施設を建て替えることなどを想定している。
- 8) 同一年度に本制度と同等な他の助成制度などを活用し、助成を受けた、または受けることが決定しているコミュニティ組織については、対象とならない。また住民センター整備においては、前記に加え、過去に国や県などの補助を受けたために施設整備の制限がある施設については、対象とならない。

2. 申請について

- 1) 区長会や連合会などの複数自治会で構成されている組織(自治会の上部組織)の申請も認める。ただし、イベント等で一時的に設置された組織は除く。
- 2) 申請件数については、各市町村につき1件までとする。ただし、合併した市町村については、合併した市町村数を上限にその範囲の数だけ申請することができる。また、その場合は、優先順位を決め、申請書にその順位を記載すること。
- 3) 申請する際には、備品の保管場所及び施設工事の実施場所を明確にすること。特に住民センターを新築、建て替える場合については、その実施主体は、必ず認可地縁団体となっているか、事業実施年度の翌年度までに確実に認可が得られるコミュニティ組織でなければならない。
- 4) 申請の際に添付する見積もりは、概算見積もりでも構わないが、助成金額決定後、見積もり合わせを予定していることが事前に分かっている団体は、申請時にその旨報告すること。
- 5) 複数の備品購入を申請する場合には、申請書の別紙にある内訳表に全て記載すること。

3. 事業変更について

- 1) 助成金決定後の助成額の増額変更は原則認めない。
- 2) 市町村は、申請のあったコミュニティ組織に対し、以下のやむを得ない場合の変更を除き、当初の申請どおり事業を実施するよう指導すること。

入札差額が生じた場合。

申請当初予定していた備品が生産、販売中止などの理由により購入できないため、同等品を購入する場合。

住民センター整備において軽微な設計変更の必要が生じた場合。

- 3) 前項の変更において、その差額が対象経費の10%以内である場合については、要綱第6条の規定に関わらず、変更申請を省略することができる。
- 4) 備品購入については、当初の申請額よりも安価で購入できたとしても、その差額を他の備品の購入に充てたり、同じ備品の数を増やすなどの変更は認めない。

4. 実績報告及び助成金の受入について

- 1) 事業終了後に提出する実績報告の提出期限は、2月末日までとする。
(本協会は、出納閉鎖期間がなく、事業期間が4月1日~3月31日までであるため。)
- 2) 実績報告書に添付する歳出歳入予算書の写しは、議長が証明する書類であり、予算区分を次のとおりとする。

歳入科目	歳出科目
雑 入	負担金補助及び交付金

5. 広報普及活動について

広報普及活動の具体的な方法については、以下のとおりとする。

本事業の住民向けの説明会などで、サマージャンボ宝くじの意義や仕組みなどを説明し、広く住民に周知する。

事業完了後に市町村の広報紙等を活用し、事業の紹介記事を掲載する。また、この事業の資金源となるサマージャンボ宝くじの発売期間(7月下旬から8月上旬)中も販売促進の広報紙掲載に積極的に取り組む。